

Title	哲学の制度化と折衷主義 : 七月王政期クーザンの国家戦略
Author(s)	伊東, 道生
Citation	メタフュシカ. 2004, 35(2), p. 97-104
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/6914">https://doi.org/10.18910/6914</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 哲学の制度化と折衷主義 — 七月王政期クーザンの国家戦略 —

### 伊東道生

#### 序

この論文では、19世紀初頭とりわけ革命と帝政、王政復古を経て、社会的混迷の続く七月王政期の哲学が、秩序の回復、すなわち国家による管理と制度化への道と歩みを共にするプロセスの一端を素描する。この立役者の一人は、V. クーザンである。彼は、「客観性 (objectivité)、主観性 (subjectivité)、同一性 (identité)、同時性 (simultanéité)、つかの間性 (fugitivité)などの性 (tè)で終わる用語」や、「感覚論、観念論、独断論、批判論、仏教論などの論(isme)で終わる言葉」、「情熱(affection)、感覚(sensation)、インスピレーション(inspiration)、議論(argumentation)のような ionで終わる」言葉が氾濫し、思想の「まったくの混乱」<sup>1</sup>のなかで、折衷主義を標榜して秩序化を図る。

哲学史においては、現在、折衷主義はほとんど省みられない立場であるし、折衷という概念自体は、完全に論理的な理解と摂取というよりも、むしろ状況、とくに社会状況を鑑みて、取捨選択するという<sup>2</sup>、哲学としては、はなはだ曖昧な立場として理解される。「1830年以前、彼(クーザン)は、新しい哲学を算出しようと試みていた。その後、彼は理論的意図をすべて断念し、哲学の政治を管理することに専念し、それに適用するために、自分の講義と論文をひたすら改訂することで満足した」<sup>3</sup>。しかし、哲学の問題を解決する理論とはいかないまでも、哲学が「現実の知」(ヘーゲル)である以上、社会情勢の混乱や、大学をはじめとする知を算出するシステムの不安定期において、それが有効であるかどうかは別にして、クーザンの提出した

<sup>1</sup> Honoré de Balzac <<Des mots à la mode>>, dans *La Mode* du 22 mai 1830. cité par Patrice Veremern, Victor Cousin, l'Etat et la revolution, dans *Corpus*, n° 18/19, 1991.

<sup>2</sup> 折衷主義という概念自体、語源上「選択」を意味する。例えば、W.T.Krug, *Allgemeines Handwörterbuch der philosophischen Wissenschaften nebst ihrer Literatur und Geschichte*, 1827-34, Aetas Kantiane 152 「折衷主義に反対するものは、何が良くて悪いかを決定する厳格で首尾一貫した方法がかけていると主張する」という批判も当然存在する。Adolphe Franck, *Moralistes et philosophes*, Didier, 1872.

<sup>3</sup> Patrice Veremern, Victor Cousin, *Le jeu de la philosophie et de l'État*, L'Harmattan, 1995.

折衷主義という立場は、それなりに達した結論である。「哲学とは何かという・・・問いに対するヴィクトール・クーザンの回答は、その形式と内容において19世紀前半を動かしている、革命後の社会をどのように建設するかという問いと不可分なものである」<sup>4</sup>。

—  
 クーザンが、哲学における折衷主義を標榜するとき、いくつかの場面が想定される。

まず、最終目標としての国家と哲学の折衷。近代国家の正当化は、近代哲学の役割の一つであるが、ここではさらに具体的なかたちをとる。哲学が教育を媒介に国家と折衷する、すなわち、哲学を含む学問全体ならびにそのための教育体制の国家管理と制度化にすすむのである。

そもそもこの哲学の制度化に際して、三つの問題が指摘されている。一つは、革命期と帝国期に生まれた哲学の「職業化」、つまり哲学教師の育成（というよりも、むしろ誕生<sup>5</sup>）、二つ目は、哲学の状況、三つ目は近代国家と大学組織におけるイデオロギー支配の問題であった<sup>6</sup>。

最初に、これに重なるのが、教会との折衷である。とりわけ、上記の最初と三つ目の問題にかかわる。教育の主導権をどちらが握るかという場面においては、折衷というよりも闘争に近いかもしれない。しかし、思想的立場としては、もちろん無神論を孕むようなコンディアックを代表とする十八世紀以来の「感覚主義 *sensualisme*」や、その後継者とも言うべき「観念学派 *idéologie*」は排除し、形而上学と弁神論を一部残すかぎりでは、カトリシズムとの折衷というべきであろう。二元論のかたちをとったスピリチュアリズムがその結果である。この中で二番目の問題である、哲学の自分自身との折衷がでてくる。これは教育体制を伴う哲学教師の育成（ENSをはじめとする中高等教育の整備）、アカデミー（とくに道德政治学部門<sup>7</sup>）の再建、哲学の（分）科学としての確立（哲学史と、哲学の内部部門の確定）である。さらに、教育体制と哲学史をめぐるのは、ドイツ（教育と哲学）との折衷がある<sup>8</sup>。

ところで、一般に近代国家の成立に際して、国家の普遍教会からの独立がある。「現実の歴史過程としては、諸国家はさまざまな形で普遍教会から自律していった。「教皇のパピロン捕囚〔アヴィニオン捕囚 筆者記〕（1309-99年）以来、フランスではカトリック教会が教皇権から離れて王権に服するようになった。ドイツではプロテスタンティズムが反教皇・反皇帝の勢力か

<sup>4</sup> *Philosophie, France, XIX<sup>e</sup> siècle, Écrits et Opuscules* éd. par, Stéphane Douailler, Droit Roger-Pol, Patrice Vermeren, Librairie Générale Française, 1994.

<sup>5</sup> 公務員としての哲学教師の誕生については、Joseph Ferrari, *Les philosophes salariés*, Sandré, 1849, réédition Critique de la politique, préface de Stéfán Douaillier et Patrice Vermeren, Payot, 1983.

<sup>6</sup> Renzo Raggianti, Cousin et l'“institutionnalisation” de la philosophie, *De Cousin à Benda, Portraits d'intellectuels antijacobins*, L'Harmattan, 2000.

<sup>7</sup> ギゾーは、ルイ・フィリップ宛の書簡（1832年10月26日付け）で、道德政治学部門（la Classe des sciences morales et politiques）の再建を訴えている。「この申し出の動機は、・・・政治原理そのものにあります。社会の境遇に直接影響し、政治や習俗を修正します。・・・この学に欠けていたのは真に科学的という性格です。」*Institut de France Académie des sciences morales et politiques, Notice biographique et bibliographique, à la date du 1er janvier 1981* なお、クーザンは1832年にアカデミーのメンバーに選出されている。

<sup>8</sup> 「ヨーロッパの南はフランスによって代表され、北部はドイツによって代表される。」Victor Cousin, *Cours de l'histoire de la philosophie, introduction à l'histoire de la philosophie*, Pichon et Didier, 1828 哲学に関してはスコットランド学派の、リードなど常識派との折衷も重要であるが、ここでは扱えなかった。

ら支持されて、教会に対する国家の優位を確立する上で決定的な役割を果たしたが、ビスマルクの「教皇至上主義」に対する「文化闘争」(1781-88)に至る長いしこりが残った。イギリスでは、ヘンリー八世の統治下、1534年に成立した「首長令」と「英国国教会 Anglicana Ecclesia」の設立である。「いずれにせよ、国民国家が普遍教会から自立し、主権国家となった上で、その地上を支配する国家のもとに「信教の自由」(複数教会の共存)が保障されるという経過を辿る。キリスト教はいずれの宗派もいちじるしく内面化され、「神のものとカイゼルのもの」の分離という聖書解釈を近代史が隔離する形となる」<sup>9</sup>。

フランスでは、教皇捕囚以降の展開のなかで「ガリカニスム galicanisme」という特有の現象が現れる。ガリカニスムとは「ローマ教皇庁の介入を制限し押さえることを目指し、昔の既得権を根拠とする聖職者と国王の一致」と定義できる<sup>10</sup>。つまり、近代国家成立前夜の、国家(国王)と教会の妥協の産物ともいいうる。もともと「ガリカニスム」という語は、一九世紀、一八七〇年に結論に達した第一ヴァチカン公会議の白熱した宗教論争のなかで作り出された言葉であり、「基本的に旧体制の一現象である」。『ガリア聖職者の宣言の弁護 Defensio declarationis cleri Gallicani』(1685)の著者ボシュエ(Jacques Bénigne Bossuet, 1627-1704)は、「スコラ哲学など眼中に置かない。とりわけ教皇至上主義の教説を拒絶する」<sup>11</sup>。1801年の政教条約ならびに第一ヴァチカン会議(1869-70)を経てガリカニスムは衰退するが、近代国家の成立から国家と教会の分離に至る前段階で、教皇至上主義が頭角をあらわすことになる。

十九世紀初頭の王政復古時代、直接ローマ教会につながり、ボナルドやメーストル(彼はガリカニスムをフランス革命の原因のひとつと考える)を思想の柱とする反革命としての「伝統主義 traditionalisme」や「教皇至上主義 ultramontanisme」が復古するなかで、ラムネも、ガリカン教会の自由を排斥する。1830年の七月革命に際して、機関紙『未来 l'avenir』を創刊し、「新憲章」(1814年ルイ18世により公布されたものに1830年修正)によって約束された自由を主張し、「リベラル・カトリック」を標榜(1834年破門)、モンタランベールらとともに、「教育の自由」をめぐる思想闘争を行う<sup>12</sup>。教育の自由は、国家ではなく、「家族の父親の自然権」に属すると主張する彼等の思潮は、近代国家とその制度を否定するのである。こうした、多様で微妙なカトリック思想との闘争と折衷戦略が、とりわけ「教育」をめぐる多面的に行われる。

帝政期、ナポレオンの教育体制は、monopole université と呼ばれ、「ユニヴェルシテ」と「独占 monopole」から成立し、「帝国ユニヴェルシテ Université impériale」という国家のもとでの中央集権的な教育機関が成立していた。つまり、高等教育の学部やリセ、コレージュなどの教育施設、教員すべてが教会ではなく皇帝に属するのである。復古期には、教会側はこれを逆利用しようと図り、時の公権力と共に、曲がりなりにも1848年の第二共和制まで続くことになる。

王政復古下、一時期ギゾーやロワイエ=コラル等の「純理派 doctrinaire」を中心とした自由

<sup>9</sup> 加藤尚武『戦争倫理学』ちくま書房、2003。

<sup>10</sup> グザヴィエ・ド・モンクロ『フランス宗教史』波木居純一訳、白水社、1997。

<sup>11</sup> エメ=ジョルジュ・マルティモール『ガリカニスム』朝倉剛・羽賀賢二訳、白水社、1987。

<sup>12</sup> 1841年には、ウィルマンが法案を提出後、ミシュレ、モネ等とイエズス会の間で激しい論戦までもが起きる。

主義的傾向があった政治が、1820年2月13日のベリー侯暗殺を契機に挙に反動に向かう。この事件は自由主義的教育のもたらした事件として象徴的にとりあげられ、21年にはウルトラのみで構成されるヴィレール内閣が成立し、翌22年に、高位聖職者フレシヌー猊下(Denis-Luc-Antoine Frayssinous, 1765-1841)がユニヴェルシテの総監に任命され、公教育を担当し、ギゾーやクーザンの講義が停止される。革命前に追放されていたイエズス会も活動を再開し、神学校を復活し、聖職者の「教育」を目論む。

こうした複雑な敵対勢力を相手にしながら、七月王政は、教育の国家管理をすすめるが、その背後には、従来の政策と異なり、「七月王政期に民衆への配慮が、救貧政策から教育政策の領域へと移動した」という事情がある。「初等教育の普及は、まさに新政権の安定にかかわる重視すべき政治的課題となる」。さらに特徴として、「ギゾーを指導者とし、七月王政の主導的位置にあった純理派の社会思想自体が、フランス革命後の新しい社会の秩序として社会的上昇にもとづくエリート制度を中核とする能力主義を主張する面と、現状変化を（能力主義的教育による新支配階層の形成さえも）社会的混乱として否定する面という、相矛盾する二面を持っていた。民衆教育に対する支配階層のいわば思想内面的な二面的姿勢がギゾー法にも反映される。啓蒙主義と反啓蒙主義との対立はここにもまた存在していた」<sup>13</sup>。

クーザンは、教育体制を確立する準備として、プロシアとオランダに教育視察にでかける。公教育大臣モンタリヴェ(Marthe-Camille-Bachasson, comte de Montalivet, 1801-1880)に1831年に提出したその報告者は、ギゾー法に強い影響を与える。「ドイツの統一はまことに公教育において実現されている」。「国家は内的にも外的にも社会秩序を守る権利と義務があり、内的秩序を守る手段として最も強力なものが、一般教育であり、それは一種の知的で、道徳的な徴兵(conscription)なのである」<sup>14</sup>。

そして、ダブル・スタンダードというべき仕方、宗教と折衷する。クーザンの想定する中・高等教育政策は、エリート制度を中核とする能力主義を制度化するための、中等教育、バカロレア・プログラム<sup>15</sup>、アグレガシオン<sup>16</sup>、高等師範学校(ENS)<sup>17</sup>、アカデミーなどの制定と

<sup>13</sup> 小田中直樹『フランス近代社会 1814～1852』木鐸社、1995。

<sup>14</sup> Victor Cousin, De l'instruction publique en Allemagne et en Hollande, Rapport sur l'état de l'instruction publique, dans quelque pays de l'Allemagne, Lettre à M. Le Comte de Montalivet, deuxième lettre, *Œuvre de Victor Cousin*, tome troisième, Bruxelles, société belge de libre, 1841. 1832年には直ちに Kröger による独訳も出版され、クーザンの報告を借りながら、ハンブルグの教育事情についての報告も行われている。

<sup>15</sup> 「バカロレアは勉学の帰結であり、勉学を総括し、判定する。これはコレージュから高等教育と社会への通路である」。「中等教育で何よりも大切なのは・・・バカロレアの改革であり、・・・試験をどこでも同じにし、強化した」。Victor Cousin, *ibid.* J.-B. Piobetta, *Le Baccalauréat de l'enseignement secondaire, Thèse principe pour doctrat ès lettre*, J.-B. Ballière et fils, 1937.

<sup>16</sup> 「教師の補給という大変困難な問題がある。・・・師範学校とアグレガシオンが支え」あう。Victor Cousin, *ibid.*

<sup>17</sup> 王政復古期に途絶えていたエコール・ノルマルの名称が七月革命直後(1830年8月6日)に復活する。クーザンは1810年の帝政期の一期生である。10月30日の規則で文科と理科に分けられ、在学期間は3年、教育は学校内部と大学で施されるようになった。アグレガシオンは専門別になり、場合によっては博士号とともに学業の終点となった。1831年には入学試験が、その試験問題、時間について厳格に規定され、縁故や不正を防ぐことになった。学校の最終的な名称エコール・ノルマル・スュペリエールは、大臣サルヴァンディの提案にもとづく1845年12月6日の王令によって決まる。ジャン・メナール「エコール・ノルマル・スュペリエールの創立」横山裕人訳、『思想』1997,1月号所収、岩波書店。

制度化に向かいながらも、啓蒙一色というわけではない。初等教育については、教育への宗教勢力の介入を排除しながら、とくに貧困階層の道德化という形で、宗教を導入する。初等教育に関しては、1833年6月28日の初等教育法（ギゾー法）によって男子初等学校の設立が各市町村に義務付けられる。しかし、その思想とえば、「民衆教育は、宗教的雰囲気の中かで与えられねばならず、宗教的印象と慣習がすみずみまで貫徹していなければならない」<sup>18</sup>というものであった。「初等教育の様々な目的の中かで、道德的かつ宗教的教育は第一のものである。なぜなら、道德教育は人間と市民を形成するものだからである」。「キリスト教は、結局のところ人民の宗教なのである」。「民衆教育の目的は、結局のところ、貧困階層の道德化という形で考えなければならない」<sup>19</sup>。これを称して「その名はもっていないが、一種のガリカニスム教理問答書」<sup>20</sup>と言うものもある。

「七月革命を経て支配階層の座を獲得した中間層は、財産所有など後天性原理によって階層化された社会構造を志向し、社会的上昇の可能性という民衆への配慮を提示することによって自己の支配に対する支持の調達を図った」。「統治政策の中心は、救貧政策を媒介として、初等教育政策に置かれることとなる」。しかし、1840年ころになると、「自己の政策的成功によっていざ一部民衆の社会的上昇が先駆的に実現されるや、彼らはそれを脅威とみなし、教育すなわち啓蒙主義と社会的上昇をともに否定しはじめる」<sup>21</sup>のである。

## 二

次に、哲学の制度化にみられる歴史との折衷を取り上げる。これは二つの側面から考えられる。まず一般的な問題として、フランス革命の歴史的な位置付けがある。

しかし、この課題は制度化という実践としてはともかく、学問的には先送りされる。「一九世紀をつうじて、フランス革命史家が専門の研究者や大学教授であることは稀だった。たいていは、ジャーナリスト、著述家、闘士、政治家だったが、これらの活動は両立しないものではなかったし、容易に区別しうるものでもなかった」。「もっとも重要な人物の名前だけにとどめても、ティエール、ミニユ、ミシュレ、ルイ・ブラン、キネ、トクヴィル、およびテーヌがいる。彼らの誰一人として、ソルボンヌに研究許可や身元証明を求めるにおよばなかった」。「このことは、七月王政末期にはっきりと見てとれた。キネとミシュレがカトリック教会との闘いのただなかで革命史をコレージュ・ド・フランスでの彼らの講義計画に入れようとしたときのことである。彼らは教授であり、歴史家だった。とくにミシュレは、『フランス革命史』を育む糧となった私文書の広範な渉猟をこの時期に開始していた。しかし、彼らの講義は信仰告白であり、カルティエ・ラタンの熱狂の中かで公開の集会のように行われた」。結局のところ、フランス革

<sup>18</sup> Patrice Vermeren, Victor, Cousin, *Le jeu de la philosophie et de l'État*, L'Harmattan, 1995, Guizot, *Mémoire pour servir à l'histoire de mon temps*, Michel Lévy frères, 1860, tome III.

<sup>19</sup> Patrice Vermeren, *ibid.*

<sup>20</sup> *Ibid.* L'article Cousin du *Dictionnaire des contemporains* de G.Vapereau, 4<sup>e</sup> édition, Hachette, 1870.

<sup>21</sup> 小田中直樹、前掲書。

命史の講座の創設は、1886年のパリ大学文学部によろしく、初代教授オラルの着任によってなされるのである<sup>22</sup>。十七世紀後半から十八世紀前半にかけて「批判（批評）」と結びついてきた「歴史」概念は、十八世紀後半以降、哲学と結びつきを強くするが、ここにいたって哲学とも決別し、独立した科学的言説を取り始める。つまり十九世紀後半になってよろしく、歴史が実証主義のもと史料批判を通した厳密な「歴史学」として成立し始めるのである<sup>23</sup>。

ちなみに、フランス革命史の講座が創設されるころ、革命の原理が、教育の分野で実現をみることとなる。ジュール・フェリー(Jules Ferry, 1832-1893)は、1881年と1882年に初等教育に関する法を制定し、無償、義務、世俗的な公教育(*l'instruction publique gratuite, obligatoire et laïque*)という共和国の教育を基礎付ける。これらの概念は、教育の分野において、自由、平等、博愛の概念に対応するものである。無償であることは、あらゆる人が、未来の市民の形成に貢献するという博愛の原理の翻訳であり、義務であるということは、知識のアクセスに関して個人間の平等をかたちづくるものであり、世俗的であるということは、個人の意識の自由を保障するものである<sup>24</sup>。こうして名実ともにフランス革命が歴史上の事件ではなく、現代にも生きる概念として制度化される。1830年代からはじまる教育闘争は、教会だけでなく、革命原理との折衷でもあった。

次に、哲学と歴史の折衷として、「公認の哲学史」の制定が問題となる。

1830年以前、クーザンは哲学史の概念に折衷主義を方法として持ち込む。近代フランス哲学史上、自らの立場を折衷主義として積極的に標榜したのは、ディドロである。『百科全書』の項目「折衷主義」でかなりの頁数をさいているが、まず彼は、折衷主義者としてブルッカー(Jacob Brucker, 1696-1770)をひきあいになす<sup>25</sup>。ブルッカーはさまざまな哲学史を描き、近代哲学史の祖とも言うべきドイツの哲学史家である<sup>26</sup>。その上で、ディドロは、ベーコンとデカルトを近代の折衷主義者として評価している。

クーザンの折衷主義は、さしあたってディドロのそれを受け継いだものではない<sup>27</sup>。19世紀初頭のスピリチュアリズムの傾向として、18世紀哲学—とくにコンディヤックであるが—、に対して批判的な面があるが、反キリスト、反伝統に関しては、行き過ぎを認めない限りクーザンとディドロに共通点はある。ベーコンやデカルトの評価も同様であるが、まず何よりもクー

<sup>22</sup> フランソワ・フェレ/モナ・オズーフ編『フランス革命事典 7 歴史家』河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳、みすず書房、2000、項目「大学における革命史」。

<sup>23</sup> 伊東道生「哲学史の変奏曲」(『カンティアーナ』第23号、大阪大学文学部哲学哲学史第二講座(大阪カントアーベント)、1992。これ以前に、十九世紀前半のフランスでは、歴史哲学とはっきり銘をうったものは多くないが、T.Jouffroyの論文にしろ、フィヒテをはじめ、ドイツ哲学の影響を受けた Barchou de Penhoënの『歴史哲学』にしろ、フランス革命をまともに取り上げているものは少ない。

<sup>24</sup> Anthologie proposé par Philippe Muller, *Vive l'école republicaine !*, Librio, 1999.

<sup>25</sup> D. ディドロ「折衷主義」大友浩訳、小場瀬卓三/平岡昇監修『ディドロ著作集 2 哲学II』法政大学出版局、1980、所収。

<sup>26</sup> 伊東道生、前掲論文。ブルッカーの哲学史は、簡約本や訳書も多数あり、フランスの初期哲学史家である A.F. Burtreau-Deslandes (1690-1757)、J.M. de Gérando (Degérando) 等は当時顧みられなかったようである。

<sup>27</sup> Victor Cousin における初出は、1817年12月の講義である。「ロックやカントとともに、真理が見出されるころには、どこにでも・・・折衷主義と呼ぶのがみうけられる」。Victor Cousin, *Cours de L'histoire de la philosophie*, Pichon et Didier, 1828.

ザンが、哲学史の正統化として引き合いに出すのは、ライブニッツである。「プラトンやアレクサンドリア学派の思想にすでにあり、たえず、ライブニッツによって実践され、新しいドイツ哲学の豊かな視点のあらゆる箇所から噴出して来る」<sup>28</sup>。そのうえで、ヘーゲルと同じように哲学と哲学史の同一視をする。しかし、「哲学史と哲学の同一化は、まったく単純に、哲学をその歴史に還元することである」。哲学の内容を歴史に探る、つまり「折衷主義の教説の素材は、したがって歴史の中にある」というようにである。さらにこの方法は、ヘーゲル流の思弁的方法ではなく、実験的(経験的)方法と、思弁的方法を併せ持った折衷的なものである。「観察に制限されるなら、哲学は懐疑主義の宣告をされる。観察をおろそかにすると、仮説になってしまう」。真の道は、「理性の不順な飛躍と、不毛な観察という不幸な出来事に縛り付けられた臆病な智恵との中間 un juste milieu である」<sup>29</sup>。実験的方法と思弁的方法、すなわち 18 世紀フランス哲学の実験的(経験的)方法とドイツ形而上学の思弁的方法との折衷、さらに、体系と哲学史と心理学とが折衷されているのである。しかしながらその結果導出されるのは、感覚主義、懐疑主義、観念論、神秘主義の循環というかなり怪しげな図式である<sup>30</sup>。

さて、より具体的な哲学史に関しては、1830 年以降、教育体制に組み込まれたものが証となる。

ここでは中等教育の要とされたバカロレアを見てみる<sup>31</sup>。1832 年のアレテ(Arrêté du 28 sep. 1832)で決められたプログラムによれば、ラテン語はバカロレアで廃止され、哲学の授業はフランス語でされる。そして、クーザンによるバカロレアの構成はこうなっている。

序 (Introduction)、心理学 (Psychologie)、論理学 (Logique)、道徳 (Morale)、哲学史 (Histoire de la philosophie) (それぞれ各項目に細目として質問が付加されている)。

1840 年 3 月 1 日付けの公教育省宛て報告では、若干の改訂がある。

全体に簡素化され、道徳は、道徳および弁論論(Morale et Théodicée)となり、家族への義務が

<sup>28</sup> Victor Cousin, *Fragments philosophiques*, Ladrance, 1833. Baruchou de Penhoën の『ドイツ哲学史』(*Histoire de la philosophie allemande, depuis Leibnitz jusqu'à Hegel*, Charpentier Éditeur-Libraire, 1836.) をはじめ、ライブニッツは、近代ドイツ哲学の祖とされる。おそらく、ブルッカーならびにアカデミーを含め、ヴォルフ学派のかんりの影響が、ライブニッツの位置付けに寄与していると思われる。

<sup>29</sup> Martial Gueroult, *Histoire de l'histoire de la philosophie*, Aubier, 1988. Juste Milieu とは、七月王政、とりわけロワイエ＝コラルやギゾー等「純理派」の合言葉である。王権主義も過激な民主政治も拒否し、富裕層にのみ選挙権を与える([金持ちになりたまえ]ギゾー)、文字通り「中道右派」である。個人の自由、出版と言論の自由を認めながらも、敵対者には制限を加える。トクヴィルやマルクスはこれを狭窄な利己主義的階級の発露とみなしている。クーザンの政治哲学は、この中道右派を基礎付けるものである。

<sup>30</sup> Victor Cousin, *Cours de l'histoire de la philosophie, introduction à l'histoire de la philosophie*, Pichon et Didier, 1828.

<sup>31</sup> 1830 年代半ばから、とくに 40 年代に入って、哲学教師によるバカロレア向けの教則本(manuel, programme, éléments, cours といった表題)が多量に出版されるようになり、中等教育のプログラムの浸透が伺える。これと平行してライブニッツも含め近現代哲学としてのドイツ哲学史も盛んに研究されるようになり、哲学史そのものだけでなく、哲学史に対するドイツ哲学の影響も見られる。アカデミーの懸賞論文にも掲げられる。しかし、クーザンにとってはこれも折衷的である。「私はあなたのエンチクロペディーを待望しています。私はそこからいつも何かをつかまえるでしょうし、あなたの偉大な思想のいくきれかを私の身長に合わせるように努力しましょう」(1826 年 8 月 1 日のヘーゲル宛ての書簡、下線は筆者記、K. ローゼンクランツ『ヘーゲル伝』中野肇訳、みすず書房、1983)。なお、哲学史についてのアカデミー懸賞論文の項目については、伊東道生「ねじ曲げられたフィヒテ」(『フィヒテ研究』第 4 号、日本フィヒテ協会編、1996 年) 参照。

追加され、市民の権利と財産の基礎と並べられる<sup>32</sup>。これは当時の教育論争の影響と思われる。最後の項目に取り上げられている「哲学史」は、30年代から40年代、50年代ほとんど変化はない。1833年以降、提示されるアカデミーの懸賞論文の項目もほぼ、この公認哲学史に沿っている。細目はこうなっている。

[哲学史]

- ・ 哲学史の研究にはいかなる方法が、用いられるか
- ・ 哲学史は、いくつの一般的時代(*époque générale*)に分けられるか
- ・ ソクラテス以前のギリシア哲学の主要学派を明らかにせよ
- ・ ソクラテスと彼が作者となった哲学革命を明らかにせよ
- ・ ソクラテスからアレクサンドリア学派の終わりにいたる主要なギリシア学派を明らかにせよ
- ・ 主要なスコラ哲学者は誰か
- ・ ベーコンの方法はいかなるものか—*Novum Organum* を分析せよ
- ・ デカルトの方法はどこに存するか—*Discours de la Méthode* を分析せよ
- ・ ベーコンとデカルト以降の主要な近代学派を明らかにせよ
- ・ 哲学自身にとって、哲学史の研究からどういう益がひきだせるか

一瞥して理解できるように、古代、スコラ、近代のきわめて明快（安易）な、哲学史であるが、これが中等教育、そして高等教育に伝えられていったのである。

三

哲学の制度化と教育の国家管理を軸にした、クーザンの国家戦略はさらに続く。自分の弟子を各地方の大学に送り込み<sup>33</sup>、哲学史にもとづいた著作を翻訳し、全集版<sup>34</sup>を出版していく。その一つの成果といえるものが、クーザンの弟子 Adolphe Franck (1809-1893) 指導による『哲学事典』<sup>35</sup>である。折衷主義をディドロから引き継いだものではないとはいえ、クーザンと折衷主義学派の「哲学的百科全書」が出来上がったのである。ここには今では見られない「フランス哲学」「ドイツ哲学」といった、国名を冠した哲学の項目がある。

1848年の革命と第二共和政によって、折衷主義学派は後退を余儀なくされたとはいえ、十九世紀にふさわしい「国家（国民）哲学 National Philosophy」は、こうして準備されていった。

(いとうみちお 東京農工大学助教授)

[キーワード] 折衷主義 制度化 教育 哲学史 教会

<sup>32</sup> Victor Cousin, *Œuvre de Victor Cousin Instruction publique*, tome deuxième, Gagnerre, 1850.

<sup>33</sup> 例えば、Damiron はバリ大学、Bouillier はリヨン、Gatien-Arnout はトゥルーズなど。クーザンも1840年に8ヶ月公教育省大臣になる。

<sup>34</sup> プラトン全集 (1822/40)、デカルト全集 (1824/26) など。

<sup>35</sup> *Dictionnaire des sciences philosophique*, une société de professeurs de philosophie, 1844-47, 2<sup>o</sup> éd. Hachette, 1875.